

共生型生活介護事業所 デイサービスセンター グリーンヒル

重要事項説明書

1. 法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 広島岳心会
(2) 法人所在地 広島県呉市郷原町12380番地181
(3) 電話番号 0823-77-0111
FAX番号 0823-77-0112
(4) 代表者氏名 理事長 白川 泰山
(5) 設立年月 昭和53年8月8日

2. 事業所の概要

- (1) 提供するサービスの種類 指定共生型生活介護（令和元年8月1日指定）
(2) 事業所の名称 デイサービスセンター グリーンヒル
(3) 事業所の所在地 広島県呉市郷原町12380番地181
(4) 電話番号 0823-77-0119 FAX番号 0823-77-0112
(5) 管理者氏名 村岡 大輔
(6) 開設年月 令和元年8月1日
(7) 定 員 20名 ※介護保険 通所介護利用者と合わせた人数
(8) 通常の事業の実施地域 呉市（ただし、島しょ部は除く）、東広島市黒瀬町

3. 事業所の概要

居室・設備の種類	室数	備考
相談室	1室	
職員室	1室	キッチン完備
食堂・機能訓練室	1室	大型テレビ完備
静養室	1室	ベッド完備
脱衣室	1室	
浴室	5室	一般浴室～炭酸泉浴槽、バイブラ浴槽 機械浴室～シャワー浴槽 ミストサウナ室 個別浴室～ひのき風呂 ユニットバス室
共同トイレ	4か所	うち2か所は小便器完備

4. 職員の配置状況及び勤務体制

＜主な職員の配置状況＞※令和7年6月1日現在

職 種	人 数
1. 管理者	1名（常勤）
2. 生活相談員	2名（常勤兼務2名）
3. 看護職員	3名（常勤兼務1名 非常勤専従2名）
4. 機能訓練指導員	1名（常勤兼務1名）
5. 介護職員	常勤専従2名、常勤兼務2名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	8：30～17：30
2. 生活相談員	8：30～17：30
3. 看護職員	10：00～11：00（土）／9：30～12：30（平日）
4. 機能訓練指導員	8：30～14：30（平日）
5. 介護職員	8：30～17：30

＜営業日時＞

営 業 日	月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、1月2日、1月1日、12月31日を除く。 ※行事などで上記の日、土曜日、日曜日でも営業する場合があります。
営業時間	午前 8時 30分から午後 5時 30分まで
サービス提供時間	午前 10時 00分から午後 3時 00分まで

5. サービス提供の内容と利用料金

（1）サービスの内容

①食事

利用者の嗜好、身体状況等を考慮した食事を提供致します。利用者の生活習慣に応じ、ゆっくりと食事できるよう配慮します。

②入浴

入浴（またはシャワー浴）を行います。利用者の意向や状態に応じた入浴を行うよう配慮します。

③健康管理

日常生活上必要な、バイタルチェックや服薬その他必要な管理、記録を行います。

④日常生活上の支援

必要に応じ、利用者の状況に応じて、日常生活上の支援を行います。

⑤相談援助

利用者及び家族からの相談に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

⑥機能訓練（生活機能の維持）

機能訓練指導員より、利用者の心身の状況を勘案して、日常生活を送るのに必要な生活機能の維持・向上を図るための訓練を実施します。

⑦創作活動・レクリエーション

さまざまな創作的活動、レクリエーションの機会を提供します。

⑧送迎

専用送迎車両（車椅子のまま乗れる車両もあり）を使用して、ご自宅と事業所の間の送迎を行います。

（２）利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算定した額）のうち９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の１割の額を事業者にお支払いただきます。ただし、利用者負担額の軽減などが適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証の「利用者負担上限月額」をご確認ください。

詳細は別紙 利用料金表をご参照ください。

※利用者の体調が悪く、事業所の利用に支障があると判断したときには、途中で利用を中止していただくことがあります。また、利用前に利用者または同居者が体調不良の場合は事前にご連絡ください。利用者の体調悪化予防と感染予防の観点から、場合によっては利用をお断りさせていただくことがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

6. ご利用料金のお支払い方法

料金は１ヶ月ごとに計算し、15日に請求書、領収書を発行いたします。翌月末日までに、以下のいずれかの方法によりお支払いください。

※領収書、請求書に関しては基本的にご利用ファイルにはさみ、お渡ししております。郵送をご希望の方は切手代等の手数料がかかりますのでご了承ください。

ア. 口座振替・代金回収サービス

イ. 下記指定口座への振込

もみじ銀行黒瀬支店 普通預金 3055076

口座名義 社会福祉法人広島岳心会 理事長 白川 泰山

※アの方法をご希望の方は専用の申し込み用紙にご記入いただきます。

もみじ銀行・山口銀行・北九州銀行の本支店以外の銀行・ゆうちょ銀行の場合手数料として165円/月いただきます。

7. サービスの利用方法

(1) 利用の申し込みに関すること

利用の申し込みについては、管理者にお問い合わせください。

また、サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。相談員が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(2) 利用契約の終了

① 利用者の都合で利用契約を終了される場合

お申出により、いつでも解約ができます。この場合は、その後の計画は無効となります。

② その他

ア. 利用者がサービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、事業者からの支払の催告にもかかわらず催告書の納付期限までに支払がないとき、または利用者やご家族が事業者、サービス従事者もしくは他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行ったときは、契約を終了させていただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。また、契約終了後の計画は無効となります。

イ. やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。なお、この場合の契約終了後の計画は、無効となります。

ウ. 次の場合は、双方の通知がなくとも自動的に利用契約を終了します。

- ・利用者が他の施設等に入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者の障害福祉サービスの支給決定がなくなった場合

8. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者 松田 宣行（介護支援次長）

苦情受付担当者 村岡 大輔（管理者）

TEL (0823) 77-0119 Fax (0823) 77-0112

○受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

（ただし、土曜、日曜、国民の祝日、1月1日、12月31日を除く）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○呉市障害福祉課 (0823) 25-3523

○東広島市障害福祉課 (082) 420-0180

○広島県障害者支援課 (082) 513-3161

○広島県運営適正化委員会 (082) 254-3419

（広島県社会福祉協議会内）

(3) 第三者委員

○今谷 孝行（郷原町9区自治会長）Tel（0823）77－0266

○倉西 初（呉市第20区郷原9区民生委員児童委員）Tel（0823）77－0221

9. 緊急時の対応について

当事業所において、利用者の体調に急変が生じた場合には、速やかにご家族、相談支援事業者、保険者等に連絡するなどの措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします。）ご家族の皆様には、緊急時の連絡先を必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

10. 事故発生時の対応について

利用中に事故が発生した場合には、速やかに主治医やご家族そして、相談支援事業者、保険者等に連絡するなどの措置を講じます（当法人の事故対応マニュアルに沿って対応します）。また、当方の過失により利用者に生じた損害についてはその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が利用者の故意又は過失によるものと認められる場合には、利用者の心身の状況を考慮して相当と認められる時に当方の損害賠償責任を減じる場合がありますが、予めご了承ください。

11. サービス提供における事業者の責務

当事業所では利用者へのサービス提供にあたり、次の事項を守ります。

- (1) 利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- (2) 利用者の体調・健康状態をみて必要な場合は、看護職員、相談支援事業者と連携し、利用者から聴取・確認のうえサービスを提供します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、利用者及び身元引受人等へ説明し、その同意を得たうえ、必要最小限の範囲で行うように努めます。
- (5) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- (6) 利用者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保管します。その記録については、利用者もしくはその身元引受人等の請求に応じ閲覧させ、その複写物を交付します。
- (7) サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

1 2. その他事業所利用にあたっての留意事項

(1) 事業所・設備の使用上の注意

- 備品、設備及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- 故意に備品、設備を壊したり、汚したりした場合や、変更した場合には利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- 利用にあたり、食品類については原則、持ち込むことができません。ご了承ください。

1 3. 身体拘束ゼロへの取り組みと虐待防止について

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束及び行動を制限する行為を行いません。やむなく行う場合は、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たしたうえで、会議での検討・個別支援計画書の記載・利用者及び利用者家族等への説明を行い同意を得るものとします。身体拘束実施時は、記録を残し、その後改善計画の作成を随時行います。併せて、事業所及び従業者は、身体拘束に限らず、サービス提供中に従業者若しくは家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに適切な関係機関に通報します。

(1) 当事業所における虐待防止の受付

当事業所における虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーを設置し、虐待防止に努めます。

- ・虐待防止責任者（氏名）廣本 典幸（職名）障がい者支援部責任者
- ・虐待防止マネージャー兼虐待受付担当者（氏名）村岡大輔（職名）管理者
- ・第三者委員 今谷孝之（郷原町 9 区自治会長 （0823） 77 - 0266
倉西 初（呉市第 20 区郷原 9 区民生委員児童委員 （0823） 77 - 0221

(2) 行政機関その他の虐待防止受付機関

- ・呉市障害者虐待防止センター （0823） 25 - 3107
- ・広島県虐待通報ダイヤル （082） 542 - 5300

令和 年 月 日

指定共生型生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 広島岳心会 共生型生活介護 デイサービスセンター グリーンヒル
説明者

職 名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、共生型生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印（利用者との関係： _____）